

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 1月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	原子炉保護系の動作につながる主蒸気配管の流量指示計16個のうち4個に動作不良を示すランプが点灯していることを確認し、また、すべての流量指示計の指示値はその後安定していたことから、動作不良を示すランプおよび警報の解除を行った。その後、当該指示計の動作不良と判断したため、「運転上の制限」からの逸脱を宣言するとともに、動作不良を示すランプおよび警報は解除されていることから、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言した。引続き、原因調査	A s	1月25日公表済 (PDF107KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水脱塩装置用硫酸及び苛性ソーダ配管（屋外）凍結防止ヒーターの温度スイッチに制御不良が認められたため、当該温度スイッチを点検・修理	D	
2	1号機	中央操作室制御棒操作補助盤内選択スイッチカバー（10-23, 10-39, 14-11）に破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
3	1号機	中央操作室送電系統保護リレー表示盤確認用押しボタンカバー等（3個）に破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
4	2号機	原子炉建屋地階トラス室床ドレンサンプピット（B）点検において、ピット内に異物（ボルト等3個）が認められたため、異物を回収	D	
5	3号機	No. 1, 2重油タンク廻り配管サポート（4箇所）に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	復水脱塩装置用自動定電圧装置警報確認用押しボタンカバーに破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
7	4号機	電線管中継端子箱（タービン建屋2階西側柱）接地線に外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	4号機	廃棄物処理系機器ドレンろ過助材タンク出口弁計装品点検において、弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	主発電機水素ガス冷却系補給用水素ポンペ1次圧力調整弁入口弁に動作不良（開閉が困難）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	4号機	床ドレンファンネル（タービン建屋1階タービン補機冷却系熱交換器エリア）の排水配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
11	5号機	定期検査時重要パラメータ監視装置盤内計器点検において、原子炉水位スイッチ付き指示計（1台）に動作不良（ハンチング）が認められたため、当該計器を修理	D	
12	5号機	重油貯蔵タンク（No. 3）出口ストレーナ出口圧力計に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
13	6号機	プロセス放射線モニタ機能検査において、検査要領書のループ精度計算書の指数に誤記が認められたため、当該計算書を訂正及び対応検討	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	廃棄物処理建屋中央操作室換気系空調機の加湿器供給水調節装置に制御不良（連続通水）が認められたため、当該加湿器を交換	D	
15	6号機	残留熱除去系熱交換器（A）サンプリングラック内安全弁本体より水のリーク（微量）が認められたため、当該安全弁を点検・修理	D	
16	6号機	原子炉自動減圧系レシーバタンク（B）ドレントラップ入口弁にグラウンドリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	6号機	大型トラックが後進時、誤ってページング装置スピーカ用支柱（取水口エリア）に接触し、損傷させたため、当該支柱を点検・修理	C	
18	集中環境施設	洗濯廃液処理設備洗濯廃液収集ポンプ（A）点検において、ケーシングカバーに腐食（貫通孔）が認められたため、当該ケーシングカバーを交換	D	
19	その他	協力企業の業務車両が構内道路路面の凍結のためスリップし、道路脇の排水柵に接触し、損傷させたため、当該排水柵を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで